

駐車監視員資格者講習開催のご案内

- ☆ 令和4年度駐車監視員資格者講習を下記のとおり開催します。
- ☆ 道路交通に関する必要な知識その他放置車両の確認等の適正な実施に必要な技能及び知識についての講習です。
- ☆ 緊急事態宣言が発出された場合、延期もしくは中止することがあります。

◎ 駐車監視員資格者講習

- 講習日時
令和4年6月22日（水）及び6月23日（木）の2日間
午前9時から午後5時10分までの間
- 修了考査日時
令和4年6月30日（木）
午前9時30分から午前10時30分までの間
- 実施場所
群馬県前橋市元総社町80番地4 群馬県総合交通センター
- 講習予定人員
10名（受付順）

1 受講申込方法等

- (1) 申込期間
令和4年5月16日（月）から6月3日（金）までの間
ただし、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (2) 申込場所
群馬県前橋市元総社町80番地4 群馬県総合交通センター4階
群馬県警察本部交通指導課 駐車対策係
- (3) 申込書類等
 - ア 駐車監視員資格者講習受講申込書
 - ※ 群馬県警察ホームページからの印刷または群馬県内の各警察署交通課から受領とする。
 - 印刷する際、必ず両面印刷したものを使用して下さい。
 - イ 写真1枚
 - ※ 受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの
 - ウ 講習手数料20,000円（群馬県証紙）
 - ※ 県証紙は申込書に貼らずに持参して下さい。
- (4) 留意事項
 - ア 郵便又は信書による申込みは受けません。
 - イ 受講申込み時に本人確認を行いますので身分証明書（運転免許証等）をお持ち下さい。
 - ウ 代理申込の場合は、受講申込に関する委任状を作成し、代理人と受講者の関係を明らかにして下さい。
 - エ 講習手数料は、申込み後受講できなくなった場合であっても返還できません。
 - オ 申込時に講習に使用するテキスト「駐車監視員資格者必携」をお渡しします。

2 講習及び修了考査について

- (1) 講習の受付は、午前8時30分から午前8時50分です。
- (2) 講習には、受講票、テキスト「駐車監視員資格者必携」、筆記用具、写真付き身分証明書を持参して下さい。
- (3) 講習は、各日7時間で計14時間となります。
※ 欠講した場合は、修了考査を受けることができません。
- (4) 講習の終了時間は、各日とも午後5時10分ころで、考査日は、午後2時30分ころを予定しています。
- (5) 修了考査は正誤式50問で、合格基準は90パーセント以上です。
- (6) 修了考査合格者には、「駐車監視員資格者講習修了証明書」を交付します。
- (7) 実施場所である群馬県総合交通センターには飲食施設や売店がありません。
- (8) 受講に当たっては、新型コロナウイルス感染症予防等のため、マスクを持参・着用し、来場時には検温を実施します。

37.5度以上の発熱や新型コロナウイルス感染症による症状がみられる場合は、受講はできませんのでご了承願います。

その際には手数料の返還には応じられませんので、体調管理には十分留意して下さい。

会場では適宜、窓やドアを開けて換気を行うので、室温の変化に対応できる服装でお越し下さい。

3 その他

- (1) 駐車監視員資格者証を取得できる方は、修了証明書を交付された方のみが対象で、別途、駐車監視員資格者証交付申請（手数料9,900円）が必要となります。
駐車監視員資格者証の交付申請をしても欠格事由に該当する場合には、交付を受けることができません。
その際、手数料の返還はできません。
詳細については、修了考査合格者に対して説明します。
- (2) 駐車監視員資格者証の交付を受けても、確認事務の委託を受けた法人に採用され、選任を受けない限り、駐車監視員の活動はできません。

【問い合わせ先】

群馬県警察本部交通部交通指導課
駐車対策係 027-253-0110（直通）
（土・日曜日を除く 午前8時30分～午後5時15分）